

○厚生労働省告示第五百十一号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成十七年厚生労働省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十七年十二月二十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

別表に次のように加える。

平成十八年

年二・七三パーセント